

○熊本県公害紛争処理申請手数料の減免等に関する要項

(平成 12 年 3 月 31 日告示第 317 号)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 項第 551 号に規定する公害紛争処理申請手数料(以下「手数料」という。)の減免等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免等)

第 2 条 条例第 6 条の規定による手数料の免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、知事に対し、書面をもって、その旨を申請しなければならない。

第 3 条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請人が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者の世帯に属しているときは、手数料を免除する。

2 知事は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請人及びこれと生計を一にする者がいずれも所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)による前年分の所得税(毎年 1 月から 4 月までの間になされる申請にあつては、その年の前前年分の所得税)を納付すべき義務を有しないときは、手数料の 2 分の 1 を免除する。

3 知事は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請人がやむを得ない事情により手数料を一時に納付することが困難であると認めるときは、手数料を納付すべき期限を別に定めることができる。この場合においては、当該手数料を分割し、その分割した額ごとに、納付すべき期限を定めることができる。

4 前項の規定により納付すべき期限を別に定める場合においては、その期限(同項後段の規定により手数料を分割し、その分割した額ごとに納付すべき期限を定める場合にあつては、最後の納付分に係る期限)が当該申請をした日から 2 年を超えないように定めなければならない。

5 知事は、前条の規定による申請の許否の決定をしたときは、当該申請をした者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

第 4 条 第 2 条の書面には、申請人の氏名及び住所並びに申請の理由を記載し、次に掲げる事項を証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 申請人が生活保護法による保護を受けている者の世帯に属しているときは、その旨。
- (2) 前条第 2 項に掲げる者が同項の所得税を納付すべき義務を有しないときは、その旨。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、申請人が手数料を納付することが困難である事情があるときは、その旨。

附 則

この要項は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。